

J R 西労組独自の共済制度

家族支援共済



- **手ごろな保険料で充実した保障**

相互扶助のしくみで運営されており、保険料がお手ごろです。

- **毎年見直しができ、手続きが簡単**

ライフスタイルの変化に応じて、必要な保障を、毎年手軽に見直せます。

- **配当金で実質負担を軽減**

1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

- **健康診断結果に応じた保険料のキャッシュバック**

健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。

「健康情報活用商品」には **健活** のマークがついています。

制度内容に関するご質問はこちら

明治安田生命保険相互会社 大阪公法人部 法人営業第二部

06-6208-5427

受付時間：AM9：00～PM5：00（土日祝日除く）

その他の照会は各地方本部・総支部へお申し出ください。



- 【契約概要】・【注意喚起情報】はP3～9に記載しています。ご加入前に必ずご確認ください。
- 本パンフレット「健康情報活用商品について」P11～16の内容を必ずご確認ください。

申込締切日

2025年11月10日(月)

責任開始期
(加入日)

2026年2月1日(日)

〔契約者〕 西日本旅客鉄道労働組合

本制度の商品の概要と特長をご案内します。商品の保障内容

については、各商品のページをご確認ください。 **健活** のマークがついている商品は健康情報活用商品です。



万一の備え

家族支援共済 保障①

年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険
※家族支援共済保障①と保障②はセットになります。
内容はP27～P37をご確認ください。

商品の特長

- 死亡、所定の高度障害を保障します。
- 保険金を一時金または年金形式で受け取ることができます。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)

ご加入いただける方

本人

西日本旅客鉄道労働組合の組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方)

配偶者

満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方)

子ども

(ご加入いただけません)

[年齢は2025年8月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

掲載ページ

P.27

家族支援共済 保障①

家族支援共済 保障②

特約制度

ご注意いただきたいこと



万一の備え

家族支援共済 保障②

年金払特約付半年払保険料併用特約付子ども特約付新・団体定期保険
※家族支援共済保障①と保障②はセットになります。
内容はP27～P37をご確認ください。

- 死亡、所定の高度障害を保障します。
- 保険金を一時金または年金形式で受け取ることができます。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)

西日本旅客鉄道労働組合の組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方)

満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方)

2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方^{注★}

[年齢は2025年8月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

P.33

健活



重い病気への備え

特約制度

健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)付、7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)

- 7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害を保障します。
- ※特約の付加により保障内容が異なります。
- 余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(リビング・ニーズ特約)
- 健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。

西日本旅客鉄道労働組合の組合員で、17歳6カ月を超え64歳6カ月までの方
※家族支援共済への加入が必要です

満18歳以上64歳6カ月までの方
※家族支援共済への加入が必要です

(ご加入いただけません)

[年齢は2026年2月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

P.41

その他ご加入にあたっての注意事項

- 配偶者・子どもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・子どものみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者・子どもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同内容にて加入となります。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。



ご注意

ご加入いただくには告知内容に該当する必要があります。
申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。

P.6

健康情報活用商品については、毎年の健康診断結果をお知らせいただく必要があります。
本パンフレット「健康情報活用商品について」の内容を必ずご確認ください。

P.11

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 商品の仕組み

- この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。
- 保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。
また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。
- なお、加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)と保険料

主な保障内容

- 保障内容(保険金額・給付金額、付加された特約)は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

家族支援共済 保障①

P.27

家族支援共済 保障②

P.33

特約制度

P.41

※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

保険料【控除方法】

- 毎月の給与から控除します。(2月より)

3 配当金

- 配当金の対象となる商品(下記以外の商品は無配当保険ですので、配当金はありません。)

家族支援共済 保障①

家族支援共済 保障②

家族支援共済 保障②・家族支援共済 保障①は、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

- この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。

5 引受保険会社

(事務幹事) 明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

[家族支援共済 保障②] [家族支援共済 保障①] [特約制度]

明治安田生命保険相互会社

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

- 保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例

約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

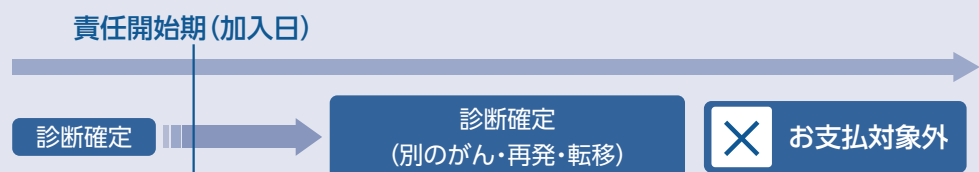
- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状態」は身体障害者福祉法等に定める1級の障害状態等とは異なります。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

特定疾病保険金の事例

生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限ります。」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていなかった場合でもお支払いできません。



解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
- ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
- ・責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。 **P.47**

2 告知内容について

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 正しく告知していただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

告知内容をご確認ください。

ご加入いただける方の詳細は「はじめに」P.1をご参照ください。

STEP 1 まずは「申込日(告知日)現在」の就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

本人

現在の就業状態

- 病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
- (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・子ども

現在の健康状態

- 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
- (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

STEP 2 つぎに、加入する商品ごとに過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者・子ども

家族支援共済 保障②
家族支援共済 保障①

特約制度

- 7大疾病保障特約
- がん・上皮内新生物保障特約

過去12カ月以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

過去3カ月以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。
- (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

過去5年以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。

- 特約制度の「がん・上皮内新生物保障特約」は、以下のとおりであることをご確認ください。

現在までの健康状態

- 申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。

別表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
----	---

- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み（新規加入・増額）ください。

<特約制度の場合>

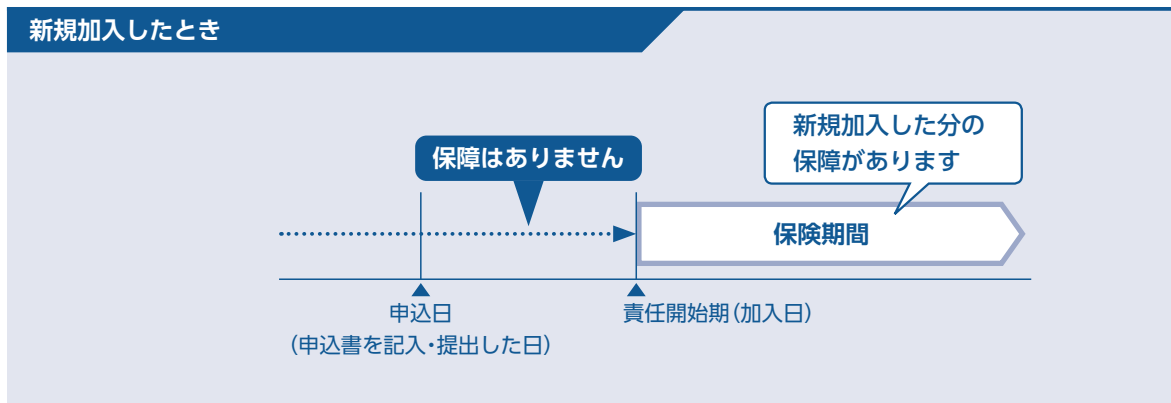
- 引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

告知内容に関するお問い合わせ

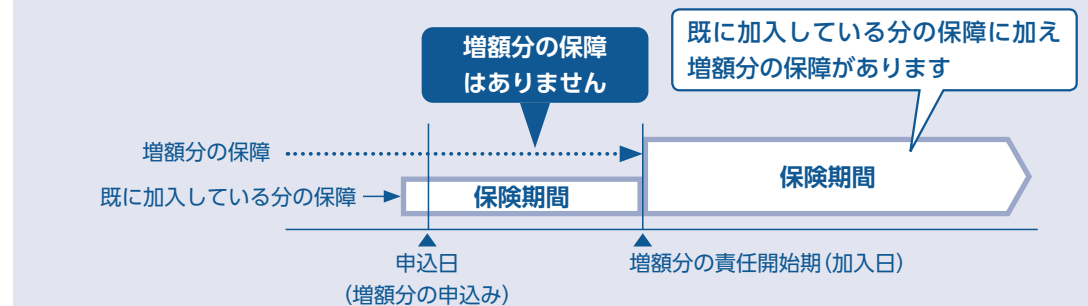
明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間：平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）9:00～17:00

3 責任開始期（加入日）について

- お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始期（加入日）といい、下記のとおり、責任開始期（加入日）は申込日（申込書を記入・提出した日）とは異なります。
- なお、この保険の責任開始期（加入日）は、表紙に記載しています。
- 高度障害保険金、給付金等は、責任開始期（加入日）以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた（入院をされた）ときにお支払いします。責任開始期（加入日）前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。



既に参加している保障額を増やしたとき（増額したとき）



- ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期（加入日）からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金・給付金の請求について

- 保険金・給付金などのご請求は、団体（契約者）経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金（給付金）受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金（給付金）受取人の変更は、契約者を經由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金（給付金）をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金（給付金）をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)

- この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

ご照会・ご相談窓口等

- 指定紛争解決機関
 - この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会です。
- 生命保険契約者保護機構
 - 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

上記、および加入手続き等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 **P.49**

告知に関するお問い合わせは、参照ページをご確認ください。 **P.7**

健康情報活用商品

(健康サポート・キャッシュバック特約)について

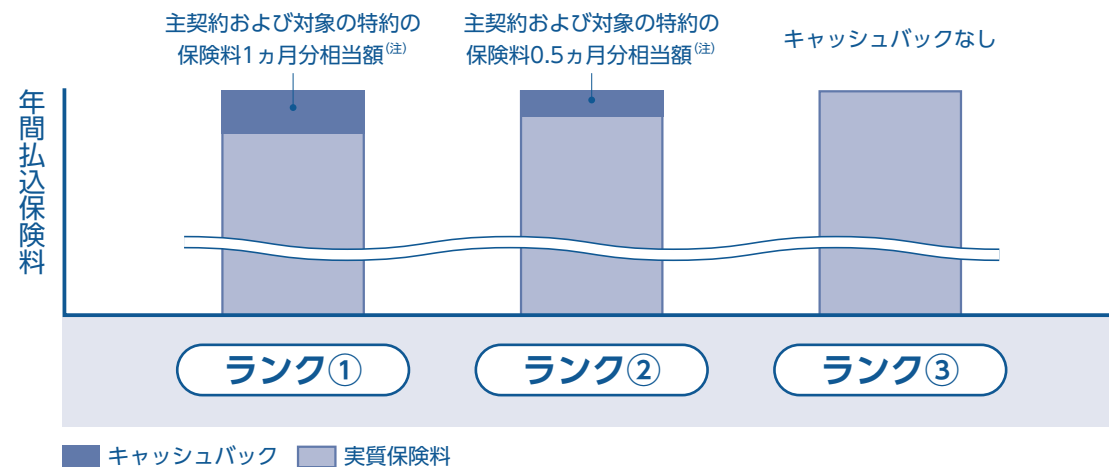
このページは、「健康情報活用商品」の「健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)」の概要や、ご注意いただきたい事項をまとめております。
以下の内容をご確認ください。

「健康サポート・キャッシュバック特約」の特長と仕組み (特約の概要)

- 「健康サポート・キャッシュバック特約」は、加入者の健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックすることが主な内容です。
- 各加入者の健康診断の結果をポイント化して「ランク」を判定し、保険期間(1年)満了後、「ランク」に応じて保険料の一部をキャッシュバックすることで、加入者の「健康に向けた前向きな活動」を応援します。
- キャッシュバックの判断基準となる「ランク」の判定のためには、**保険契約者(以下、団体)を通じて毎年の健康診断結果をお知らせいただく必要があります。**
- 「健康サポート・キャッシュバック特約」の付加に対する保険料は必要ありません。

＜キャッシュバックの仕組み＞

- 「ランク」に応じ、以下の金額がキャッシュバックされます。
- キャッシュバックの支払いには、保険期間満了時までの主契約および対象特約の保険料が払い込まれていることが必要です。



(注) 保険期間満了時の保険料をもとに算出します。

保険期間中に減額があった場合は減額後の保険料とし、特約が消滅した場合は特約分の保険料は含みません。

- 「健康サポート・キャッシュバック特約」は、加入者が健康診断結果の提出について同意した場合に付加され、その後、以下のいずれかに該当しない限り継続して付加されます。
 - ①加入者が健康診断結果の提出についてあらたに不同意の申し出をしたとき
 - ②加入者が健康情報活用商品を脱退したとき
 - ③団体が「健康サポート・キャッシュバック特約」を継続しなかったとき
 - ④明治安田生命保険相互会社(以下、「保険会社」)が「健康サポート・キャッシュバック特約」の取扱いを停止したとき
- 詳細については「ご契約のしおり 特約」をご覧ください。

＜対象商品＞

- 本パンフレット内で **健活** のマークがついている以下商品が対象です。

商品名	主契約		保険期間
	主契約	特約	
特約制度	無配当特定疾病保障 定期保険(Ⅱ型)	7大疾病保障特約、 がん・上皮内新生物保障特約	1年

＜対象者＞

- 加入対象区分：本人・配偶者

キャッシュバックの「ランク」の判定方法について

＜「ランク」の判定に使用する健康診断について＞

- 加入者が団体に健康診断結果を提出した場合でも、団体から所定の様式を用いて期限内に保険会社に提出されなかったときには、その加入者は「ランク③」として取扱います。
- 健康診断は、法令(労働安全衛生法等)に基づく医師による健康診断、自発的に受診した医師による健康診断等をいい、人間ドックや保険会社があらかじめ認めた検査機関で受診した検査等も含みます。
- 健康診断の受診日は、保険期間満了日の前24ヵ月以内であることを要します。
(勤務先の実施する健康診断の時期の変更等のやむを得ない理由により受診日がこの期間外となったと保険会社が認めた場合は、受診日が保険期間満了日の前24ヵ月以内である健康診断とみなします。)

＜「ランク」の判定方法について＞

- 以下3段階で「ランク」の判定を行ないます。
- 「ランク」の判定にあたっては、「表1-1」「表1-2」に記載の年齢ごとの必須項目をすべて受診していることを要します。

STEP1 健康診断の結果をもとに健診項目ごとの「健診結果区分」(A～D)を判定します。

表1-1 40歳未満※

健診項目			健診結果区分				
			A	B	C	D	
必須項目	基礎	BMI(kg/m ²) ^(※1)		18.5～24.9	15.0～18.4 25.0～29.9	30.0～34.9	14.9以下 35.0以上
		血圧 ^(※2)	収縮期(mmHg)	129以下	130～139	140～159	160以上
			拡張期(mmHg)	84以下	85～89	90～99	100以上
	尿	尿糖		(－)	(±)以上	/	/
		尿蛋白		(－)	(±)		
任意項目	血液	脂質(中性脂肪)〈mg/dL〉		30～149	150～299	300～499	29以下 500以上
		肝機能 ^(※3)	GPT(ALT)〈U/L〉	30以下	31～40	41～50	51以上
			γ-GT(γ-GTP)〈U/L〉	50以下	51～80	81～100	101以上

表1-2 40歳以上※

健診項目			健診結果区分				
			A	B	C	D	
必須項目	基礎	BMI(kg/m ²)(※1)		18.5～24.9	15.0～18.4 25.0～29.9	30.0～34.9	14.9以下 35.0以上
		血圧(※2)	収縮期(mmHg)	129以下	130～139	140～159	160以上
			拡張期(mmHg)	84以下	85～89	90～99	100以上
	尿	尿蛋白		(－)	(±)	(＋)	(2＋)以上
	血液	脂質(中性脂肪)〈mg/dL〉		30～149	150～299	300～499	29以下 500以上
		肝機能(※3)	GPT(ALT)〈U/L〉	30以下	31～40	41～50	51以上
			γ-GT(γ-GTP)〈U/L〉	50以下	51～80	81～100	101以上
		糖代謝(※4)	HbA1c(%)	5.5以下	5.6～5.9	6.0～6.4	6.5以上
	血糖(mg/dL)		99以下	100～109	110～125	126以上	

※「ランク」の判定に使用する年齢は、加入者が健康診断を受診した日の後、最初に到来する3月31日時点での加入者の満年齢によります。ただし、3月31日に受診した場合には、その受診時の満年齢によります。なお、誕生日が4月1日の場合、当該3月31日が属する年の前年の4月1日時点の満年齢によるものとします。「加入資格」や「保険料(掛金)」で使用している年齢とは異なります。

STEP2 健診項目ごとの「健診結果区分」(A～D)をポイント換算します。

表2-1 40歳未満※

		男性				女性			
		A	B	C	D	A	B	C	D
必須項目	BMI ^(※1)	30	20	0	0	30	20	10	0
	血圧 ^(※2)	30	20	10	0	30	10	0	0
	尿糖	30	0	－	－	30	0	－	－
	尿蛋白	30	20	0	0	30	20	10	0
任意項目	脂質	10 ^(※5)	0			10 ^(※5)	0		
	肝機能 ^(※3)								

表2-2 40歳以上※

		男性				女性			
		A	B	C	D	A	B	C	D
必須項目	BMI ^(※1)	30	20	10	0	30	10	0	0
	血圧 ^(※2)	30	20	10	0	30	20	10	0
	尿蛋白	30	20	0	0	30	20	0	0
	脂質	30	20	10	0	30	10	0	0
	肝機能 ^(※3)	30	20	10	0	30	10	0	0
	糖代謝 ^(※4)	30	10	0	0	30	20	0	0

- (※1) 提出された健康診断の結果にBMIの記載がない場合でも、体重および身長に記載があるときは、BMIは体重<kg>÷(身長<m>)²で計算するものとします。小数点第二位以下の端数が生じる場合には、端数を四捨五入します。
- (※2) 収縮期血圧および拡張期血圧の両方の結果が提出されていることを要します。収縮期血圧と拡張期血圧が異なる「健診結果区分」(A～D)となる場合は、「ポイント」(30～0)が低い方の「健診結果区分」(A～D)とします。
- (※3) GPT(ALT)およびγ-GT(γ-GTP)の両方の結果が提出されていることを要します。GPT(ALT)とγ-GT(γ-GTP)が異なる「健診結果区分」(A～D)となる場合は、「ポイント」(30～0)が低い方の「健診結果区分」(A～D)とします。
- (※4) HbA1cまたは血糖のいずれかの結果が提出されていることを要します。HbA1cと血糖の両方の結果が提出された場合は、HbA1cの結果により「健診結果区分」(A～D)および「ポイント」(30～0)を判定します。
- (※5) 40歳未満は、脂質・肝機能の「健診結果区分」がともにA判定の場合のみ「ポイント」(10)を加算します。

STEP3 健診項目ごとのポイントを合計し、「ランク」を判定します。

表3-1 40歳未満※

ランク①	ランク②	ランク③
120ポイント以上	110ポイント	100ポイント以下

表3-2 40歳以上※

ランク①	ランク②	ランク③
170ポイント以上	150～160ポイント	140ポイント以下

健康診断に関する情報の提出と取扱いの同意について

- 「健康サポート・キャッシュバック特約」は、「ランク」の判定のために、加入者の健康診断に関する情報（以下、「健診情報」）を明治安田生命保険相互会社（以下、「保険会社」）に提出する必要があります。

- 健診情報は、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等の医療保険者が保有している場合や、医療保険者と保険契約者（以下、「団体」）が共有している場合等があります。
- いずれの場合も、健診情報は団体から保険会社へ提出いただくことを条件としています。
- 加入者個人から直接保険会社へ提出いただくことはできませんが、団体が加入者個人から健診情報を収集することを当社所定の方法を活用しサポートする場合があります。

- 健診情報の取扱いにかかる重要事項について、次の「**健診情報の取扱いについて**」に記載をしています。
- 健診情報の提出がない加入者や「健診情報の取扱いについて」に同意いただけない加入者は、健診情報の結果の如何を問わずキャッシュバックの対象となりません。

「加入申込書兼告知書」において同意を求めるのは以下の事項です。

健診情報の取扱いについて

1. 健診情報の提出およびランクの通知

- 団体が、加入者の健診情報のうち、＜別表＞記載の内容を、保険会社へ提出すること
- 団体と健診情報保有者（医療保険者等）が異なる場合は、健診情報保有者が、＜別表＞記載の内容を団体へ提出し、団体が、その情報を保険会社へ提出すること
- 団体が、加入者の健診情報を求める主旨・目的を健診情報保有者へ通知すること
- 保険会社が、団体から提出を受けた健診情報をもとに判定した各加入者のランク（ランク①～③のいずれに該当しているか）を、団体へ通知すること

＜別表：提出に同意する健診情報＞

1. 健康診断受診日
2. BMI（身長・体重）、血圧（収縮期・拡張期）、尿糖、尿蛋白、脂質（中性脂肪）、肝機能（GPT・γ-GT）、糖代謝（HbA1c・血糖）

2. 健診情報の利用目的

- 保険会社が、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、「[ランク]の判定」「団体への統計レポートの提供」「加入者に対する健康関連情報等の提供」「医事研究・統計」「その他保険に関連・付随する業務」のために利用すること

3. 健診情報と告知の別

- 保険会社は、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、保険契約の加入・増額時の告知としては取り扱わないこと
したがって、保険会社は、提出を受けた健診情報にもとづいて告知義務違反を問うことはありません。
- 保険会社は、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、保険契約の加入・増額時の査定や保険金等の支払いの査定に利用しないこと
したがって、保険会社が、保険契約の加入・増額時の査定や保険金等の支払いの査定時において、告知義務違反の事実が記載された健診情報を受領していた場合であっても、「加入申込書兼告知書」において正しく告知がなされなかったものは告知義務違反とし、契約の解除をする場合があります。

4. 他の生命保険契約での健診情報の取扱いとの相違

- 加入者と保険会社の間に、複数の生命保険契約（加入者が被保険者となる契約）がある場合、本パンフレットで「健康情報活用商品」とされている契約（以下、「本契約」）と、それ以外の契約とでは健診情報の利用目的・告知に関する取扱いが異なること

- 本契約で利用する健診情報は、団体から保険会社へ提出された健診情報です。
保険会社が個人との間で締結している契約（以下、「個人契約」）において、本契約の加入者が被保険者となっており、保険会社に直接健診情報を提出していた場合でも、その健診情報は、本契約では使用いたしません。
- 個人契約において提出された健診情報が、個人契約の加入・増額時の告知として取り扱われる場合でも、本契約においては、告知としての取扱いはいたしません。

5. 団体が加入者から健診情報を収集する際のサポート機能

- 保険会社は、「団体が加入者から健診情報を収集する際のサポート機能」（以下、「健診情報収集のサポート機能」）を、団体に提供すること
- 健診情報収集のサポート機能を利用した場合、保険会社は、所定の期間外および「みんなのMYポータル」機能以外での健診情報は受け付けないこと

＜健診情報収集のサポート機能について＞

- ① 保険会社は、「みんなのMYポータル」を通じ、加入者に対し、健診情報のうち「ランク」の判定に必要な項目の数値等・画像の登録を求める。この場合、保険会社は、団体からの依頼を受け、加入者に対して、＜別表＞記載の項目の数値等および、加入者の氏名、医療機関名等が記載された健康診断結果の画像を所定の期間内に登録するよう求める場合がある（「みんなのMYポータル」登録アドレスにメール送信）
- ② 保険会社は、所定の期間中、未登録・不備等が解消されない場合、複数回督促メールの送信を行なう
- ③ 保険会社は、所定の期間中に不備等が解消されない情報を除き、加入者が登録した健診情報の数値等と画像を照合し、当該データを団体に提供する。なお、保険会社は、当該データを、団体からの健診情報提出後、他の用途には転用することはせず、速やかに廃棄する
- ④ 団体は当該データをもとに保険会社に健診情報を提出する

以上

制度発足の経緯

国鉄時代より、在職中に万一の事があった際に、有志が発起人となって義援金を募り、残されたご家族にお渡ししていました。

しかし、義援金は一時的なものであり、残されたご家族を長期間安定して支援していきませんでした。

そんな中、組合員より「JR西労組の組織力を活かし、共済制度を発足したらどうか」との声があり、議論を重ね、1997年にJR西労組独自の共済制度として「家族支援共済」を発足しました。

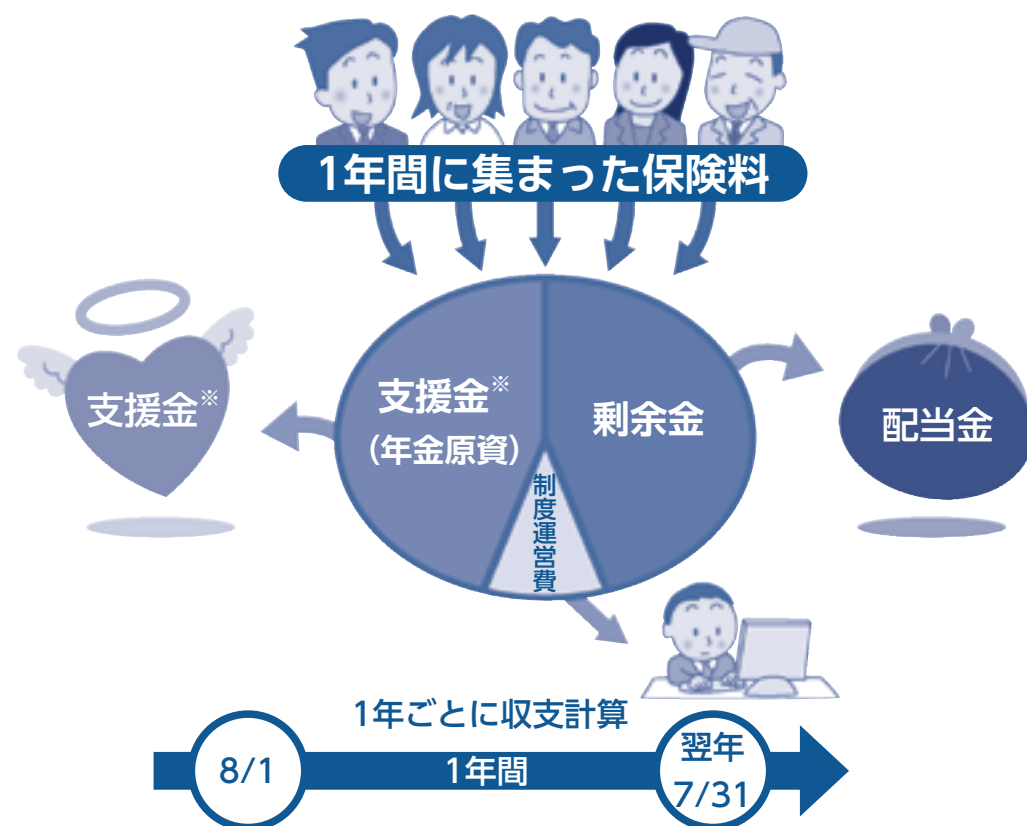
発足以来今日まで、共に働く仲間の助け合いとして、突然のご不幸に見舞われたご家族を、まさに西労組の組織を活かし仲間で支援してきております。



家族支援共済のしくみ

この制度は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

(今回は6ヵ月で収支計算を行ないます。)



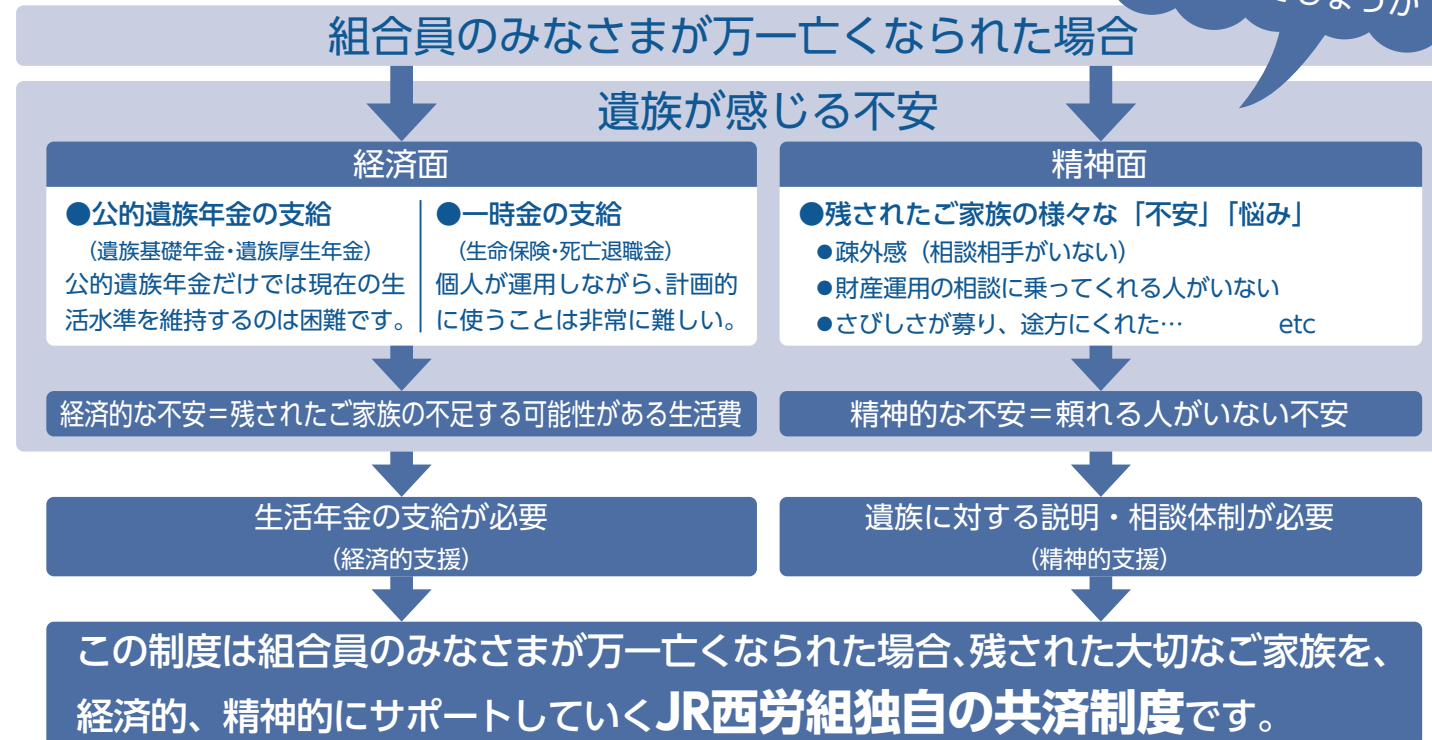
**万一のことがあった組合員を組合員みんなで支えあう
組合員同士の助け合い制度です。**

配当率は、お支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

※支援金とは死亡・高度障害時の保険金です。 ※ただし、特約制度には配当金はありません。

家族支援共済の概要

なぜ家族支援共済が必要なのでしょう



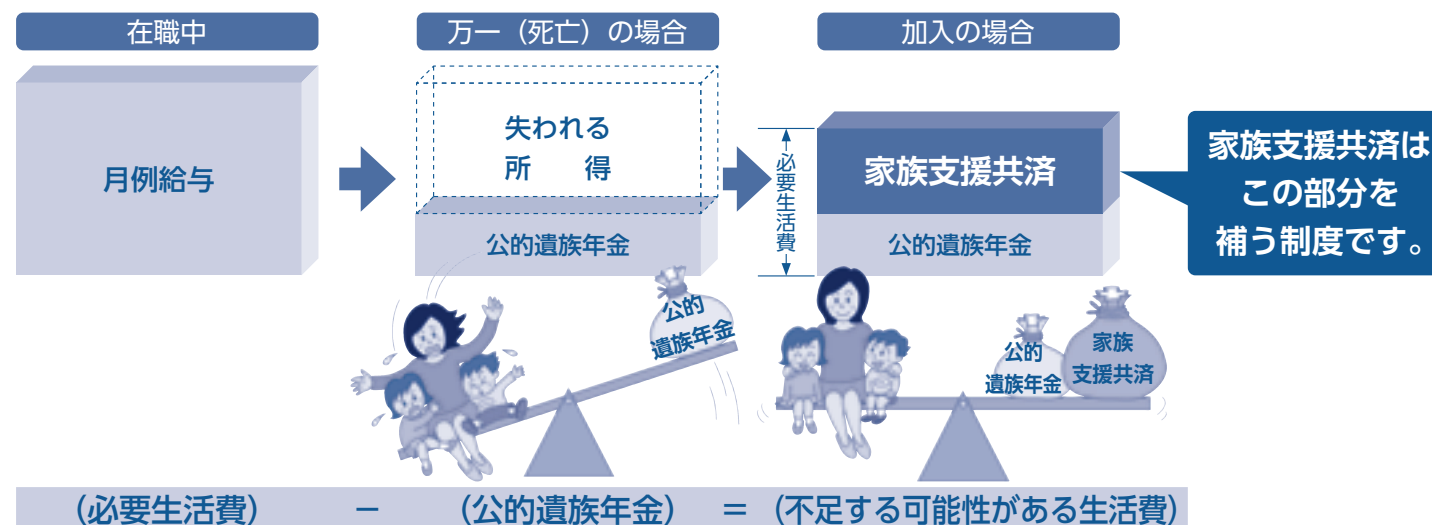
家族支援共済の精神的サポート

家族支援共済のご加入者に、万一ご不幸が発生した場合、ご遺族の方に対し保険金受取試算をもとに今後のライフシミュレーションの作成、請求書の書き方を含めた請求相談を実施しております。



家族支援共済の経済的サポート

残されたご家族が安心して生活するために毎月の生活費を確実にしかも長期間にわたり準備することが必要です。



※下記内容はご家族の許可を頂き記載しております。
※お客さまからいただいた声の中から当社で抽出・編集して掲載しています。

〈大阪地本 30代 組合員のお母様〉

○ご意見等をご記入ください(制度内容、ガイドス内容、現在の生活状況等)

14間、難病生活で、治療の為に医療保険の事は聞いていたからこの制度の事は聞いておらず、亡くなった後、連絡が来り、びっくり致しました。若く亡くなったという事から息子か、死んだ家族へのプレゼントと我にくれたと思ひ感謝しています。

我が家は独身の息子でしたが、同じぐらいの若い方で、お様のいらっしゃる方もいらっしゃると思いますかと261強い制度にかなと思います。

〈福岡地本 50代 組合員の配偶者〉

○ご意見等をご記入ください(制度内容、ガイダンス内容、現在の生活状況等)
突然の主人の死で先が見えない状況になった時にいろいろ
お話を聞いて頂き安心できました。
寝たきりの義母、大学生の娘、これから先も不安はつきませんが
頑張って暮らしていきます。

組合員の皆様 有難うございます
○組合員(または組合役員)の方々へのメッセージがございましたらお願いします
昨晩まで元気だった主人の朝には、なくなっていた。
今まで元気だと思っていた事が現実になりとても不安に
なりました。残された家族に比べて「家族支援失格」はとて
に強いです。今はばりい失格有りかと思うまでしてに

〈広島地本 50代 組合員の配偶者〉

○ご意見等をご記入ください(制度内容、ガイダンス内容、現在の生活状況等)
 ◎制度説明時 家康のように 社と関わり下り ありかたに思ふより
 家族に任せず 夫より通うべきと云ふ 一語で云ふ ガイダンス内容に於いて
 コスズ 取付くこと 利金金運金等と 制度が 費はることに
 今後の方を 加入しやうと見ます
 ◎組合員(または組合役員)の方々へのメッセージがございましたらお願いします
 主人が元氣な時から 「自分に何が出来る時は 用はぶらん」といふ事
 といふまでも 同いとおかれた せうに 改めてこのことを言ふこと
 分りあれた 当時 主人が 何年とくろくしては だんごと思ふ
 この制度が 組合員様の 養育に成り果てること せうに 強いて
 ありかと云ふことした

〈大阪地本 30代 組合員の配偶者〉

○ご意見等をご記入ください(制度内容、ガイダンス内容、現在の生活状況等)
天が亡くなり、今後の生活も不安でしたが、色々とサポートがある
ことで心も身体もストレスはく過る事が出来ました。
特に入院中、亡くなった後の葬式も必要、お墓、仏壇等、
支度が多くて、財金をこぼしたり、お金を借りたりしなくて済んで、
本当に大変でした。

○組合員(または組合役員)の方々へのメッセージがございましたらお願いします
英資は、下ごしらえの助い合へに、とつくづく感じました。
様々な手続きでお金が必要の時、金銭面を助けてくれるので、
安心のプレゼントだと感じながら仕事をしています。
自分自身に何の役にもたらず、残された家族が生きられるように助合の活用。

〈大阪地本 50代 組合員の配偶者〉

○ご意見等をご記入ください(制度内容、ガイダンス内容、現在の生活状況等)
 この孫が制度にある事、主人が加入していた事も知りませんでした
 今回は家族支援制度によって、自分と助けられ、とてもありがたかったです。
 わざわざ自宅まで来ていただき説明して下さいた事に感謝致します
 来校は1月で20年になりましたが、まだ入学生です。まだまだお金が必要の事が多いので
 親子で力を合わせて頑張っています
 ○組合員(または組合役員)の方々へのメッセージがございましたらお願いします
 組合員、皆様、ありがとうございます。
 色々な事にも力を貸していただき感謝しています

〈広島地本 40代 組合員の配偶者〉

○ご意見等をご記入ください(制度内容、ガイドンス内容、現在の生活状況等)
 この度は制度が有様。おいて、主人の口に入れてた事なども知りませんをにて。
 和事考えと、壁で夏になつて居ました。多分事も考えて作られた制度…不変に思ひ
 ます。物には驚くべきも、身も離れまゝと考えています。
 ○組合員(または組合役員)の方々へのメッセージがございましたらお願いします
 組合員の皆様のお慮を成り立っている制度と知り、確りしています。やがて我家の大黒柱が
 亡くなるとは…思ひもよらない事を…。そこ、これからどうしたら…と考えたと、夫の事も考えまが
 いけなな様でした。最終的、今までの同じ様な生活を望もうと思つて…。不足部分ばかりでは
 ないか制度も併用して、僕も事、近々この生活が出来ると、ホッとしています。本当にありがとうございます
 制度です。組合役員の方にも、御挨拶を配っていたので、バツグンと申し上げたいと思ふ可
 な場所がある。身所でも大事にし、感謝の身所で、これから生きていきたいと思います。

〈広島地本60代 組合員の配偶者〉

○ご意見等をご記入ください(制度内容、ガイダンス内容、現在の生活状況等)
主人の突然死。前夜まで元気だった主人が急に亡くなりました。
深い絶望に おぼれ とても辛く不安な日々でした。
数年前 家族支援共済の冊子を見て「持ちつ持たれつ」の良制度
だね。 おおやがわに加入しようと思いつきました。でもこんな
かたじけなく死んでいく日が来ることは考えもしませんでした。が...
本当に加入して良かったとつくづく思います。わざわざ遠方から
お越しただいて丁寧に説明していただき ありがとうございます。

○組合員(または組合役員)の方々へのメッセージがございましたらお願いします
組合員の皆さまに、経済面 精神面 両面を支援していただいて
感謝の気持ちで一杯です。おかげで少し前を向いて
歩めるような気がいたします。本当にありがとうございます。
この制度は遺族に寄り添う とても素晴らしいものです。

〈広島地本40代 組合員の配偶者〉

○ご意見等をご記入ください(制度内容、ガイダンス内容、現在の生活状況等)
いつも通いの会社に行き、突然お休みにして、お主人にならぬわいとおっしゃる私にとって、精神的にも、経済的にも不安だらけで、何をしたら良いのか、
なとなとなで、お休みの会社でもよくまわらせてくださっているガイダンス内容には
本当に助かりました。大阪から山口県まで、担当に来て下さり、本当に
うれしかったです。現在は、主人の分もいろいろためか、仕事をして健康に注意
して生活しております。

○組合員(または組合役員)の方々へのメッセージがございましたらお願いします
愛媛県愛媛市について、まったく知らない私に、みずまの暖かい、温かい制度と
愛おしさで、本当にうれしく思っています。この支援で大切にこれから生活に使わせて
いただきますと思っています。二人の子供にも、話をして理解を促し、みずまのあたた
かみ、お持手を大切にしなければならぬ、と話をしております。

本当に感謝の気持ちでいっぱいです。

〈金沢地本 50代 組合員の配偶者〉

○ご意見等をご記入ください(制度内容、ガイダンス内容、現在の生活状況等)
制度内容、ガイダンス内容 ひとつもよいと思います。

今までの生活していくうえでとても助かります。
お礼になります。同じ気持ちでいる方々とお話しとか経験された方
などお伺いできる場があれば、今の気持ちから前に進む参考にすれば
と思います。

○組合員(または組合役員)の方々へのメッセージがございましたらお願いします
夫を喪うことなど想像もしていませんでした。喪う？天の命を認め
知りました。今はトンネルの中にいる状態ですが、暗闇をのびつから前に
進んでいきたいと思います。進んでいくうえで今までの生活は大切で、
家族を養うための収入はとて助かります。

こういった制度があることにとて感謝しています。

保障内容等(契約概要部分)・保険料

死亡・高度障害のとき（加入対象区分：本人）

コース名	ボーナス 給付	保障内容（合計）						保険料		一時金の場合（死亡・高度障害保険金）（内訳）			
		年齢 （保険年齢） （歳）	生年月日	年金月額 （約 万円）	年金受取期間 （年）	年金受取総額 （約 万円）	年金原資 （死亡・高度障害 保険金） （万円）	月払保険料		保障①		保障②	
								男 性 （円）	女 性 （円）	コース名	一時金の場合 （死亡・高度障害保険金） （万円）	コース名	一時金の場合 （死亡・高度障害保険金） （万円）
月額 15万円コース	なし （C + C）	18～35	1990.2.2～2008.2.1	15	30	5,473	4,835	3,363	2,251	C	903	C	3,932
		36～40	1985.2.2～1990.2.1		25	4,560	4,120	3,612	3,117				3,217
		41～45	1980.2.2～1985.2.1		20	3,648	3,378	3,980	3,068				2,475
		46～50	1975.2.2～1980.2.1		15	2,736	2,594	4,437	3,399				1,691
		51～55	1970.2.2～1975.2.1		10	1,842	1,786	4,635	3,260				883
		56～60	1965.2.2～1970.2.1		8	1,456	1,425	5,588	3,437				877
		61～65	1960.2.2～1965.2.1		5	913	906	5,546	2,956				539
		66～70	1955.2.2～1960.2.1		5	913	906	8,210	3,979				539
月額 10万円コース	なし （D + D）	18～35	1990.2.2～2008.2.1	10	30	3,672	3,244	2,256	1,510	D	606	D	2,638
		36～40	1985.2.2～1990.2.1		25	3,060	2,765	2,423	2,092				2,159
		41～45	1980.2.2～1985.2.1		20	2,448	2,267	2,670	2,059				1,661
		46～50	1975.2.2～1980.2.1		15	1,836	1,741	2,978	2,282				1,135
		51～55	1970.2.2～1975.2.1		10	1,242	1,204	3,125	2,197				598
		56～60	1965.2.2～1970.2.1		8	977	956	3,749	2,305				588
		61～65	1960.2.2～1965.2.1		5	612	608	3,722	1,984				362
		66～70	1955.2.2～1960.2.1		5	612	608	5,510	2,671				362
月額 8万円コース	なし （E + E）	18～35	1990.2.2～2008.2.1	8	30	2,897	2,562	1,782	1,193	E	488	E	2,074
		36～40	1985.2.2～1990.2.1		25	2,460	2,224	1,949	1,683				1,736
		41～45	1980.2.2～1985.2.1		20	1,968	1,824	2,149	1,656				1,336
		46～50	1975.2.2～1980.2.1		15	1,476	1,400	2,394	1,835				912
		51～55	1970.2.2～1975.2.1		10	1,001	972	2,523	1,774				484
		56～60	1965.2.2～1970.2.1		8	785	768	3,012	1,852				472
		61～65	1960.2.2～1965.2.1		5	492	489	2,994	1,595				291
		66～70	1955.2.2～1960.2.1		5	492	489	4,432	2,148				291
月額 7万円コース	なし （F + F）	18～35	1990.2.2～2008.2.1	7	30	2,593	2,291	1,593	1,067	F	428	F	1,863
		36～40	1985.2.2～1990.2.1		25	2,136	1,931	1,693	1,461				1,503
		41～45	1980.2.2～1985.2.1		20	1,728	1,601	1,886	1,454				1,173
		46～50	1975.2.2～1980.2.1		15	1,296	1,229	2,102	1,610				801
		51～55	1970.2.2～1975.2.1		10	881	855	2,219	1,561				427
		56～60	1965.2.2～1970.2.1		8	688	674	2,643	1,626				414
		61～65	1960.2.2～1965.2.1		5	432	429	2,626	1,400				255
		66～70	1955.2.2～1960.2.1		5	432	429	3,888	1,884				255
月額 5万円コース	なし （G + G）	18～35	1990.2.2～2008.2.1	5	30	1,872	1,654	1,150	770	G	309	G	1,345
		36～40	1985.2.2～1990.2.1		25	1,560	1,410	1,236	1,067				1,101
		41～45	1980.2.2～1985.2.1		20	1,248	1,156	1,362	1,049				847
		46～50	1975.2.2～1980.2.1		15	936	888	1,519	1,164				579
		51～55	1970.2.2～1975.2.1		10	641	622	1,614	1,136				313
		56～60	1965.2.2～1970.2.1		8	496	486	1,906	1,172				298
		61～65	1960.2.2～1965.2.1		5	313	311	1,904	1,014				185
		66～70	1955.2.2～1960.2.1		5	313	311	2,818	1,366				185

〈しくみ・保険料について〉

- ・本制度は、新・団体定期保険（保障①）と新・団体定期保険（保障②）をセットしたものです。
- ・保障①、保障②の保障内容・保険料の内訳はP27～37をご参照ください。
- ・保障②については、保障①の年金受取期間、年金原資を据え置いた場合の受取総額になっています。
- ・いずれか1種類を選んでください。
- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・死亡保険金の受取人は、被保険者が本人の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- ・この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者・こどもの保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者・こどもを本人の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。
- ・記載の保険料は2024年8月1日更新時に適用の優良割引率で計算しています。なお、今後の本人の加入者数や、保険金のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変わるもしくは廃止となることがあります。

- ・記載の保険料は正規保険料です。

〈年金額について〉

- ・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

〈年金の取り扱いについて〉

- ・年金払特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金（保険金額）のことを年金原資といいます。
- ・この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

〈ボーナス部分のお取扱について〉

- ・半年払保険部分（ボーナス給付）への中途加入はお取扱いできません。

ご注意ください

配偶者・こどもの保険金額は、本人（保障①・保障②）の保険金額と同額以下でしか加入できません。

※配偶者・こどもの保険金額は、本人（保障①・保障②）の保険金額と同額以下でしか加入できません。

本人の年代等により加入できる組み合わせが異なりますので、詳細は P39 ～ P40 を参照ください。

配偶者プラン

死亡・高度障害のとき（加入対象区分：配偶者）

受取期間5年間

月額 7 万円コース

年齢 (保険年齢) (歳)	生年月日	年金月額 (約 万円)	年金受取期間 (年)	年金受取総額 (約 万円)	一時金の場合 (死亡・高度障害 保険金) (万円)	月払保険料	
						男 性 (円)	女 性 (円)
18 ～ 35	1990.2.2 ～ 2008.2.1	7	5	433	429	296	197
36 ～ 40	1985.2.2 ～ 1990.2.1					373	322
41 ～ 45	1980.2.2 ～ 1985.2.1					502	386
46 ～ 50	1975.2.2 ～ 1980.2.1					729	558
51 ～ 55	1970.2.2 ～ 1975.2.1					1,107	776
56 ～ 60	1965.2.2 ～ 1970.2.1					1,677	1,030
61 ～ 65	1960.2.2 ～ 1965.2.1					2,621	1,394
66 ～ 70	1955.2.2 ～ 1960.2.1					3,882	1,879

月額 5 万円コース

年齢 (保険年齢) (歳)	生年月日	年金月額 (約 万円)	年金受取期間 (年)	年金受取総額 (約 万円)	一時金の場合 (死亡・高度障害 保険金) (万円)	月払保険料	
						男 性 (円)	女 性 (円)
18 ～ 35	1990.2.2 ～ 2008.2.1	5	5	312	309	213	142
36 ～ 40	1985.2.2 ～ 1990.2.1					269	232
41 ～ 45	1980.2.2 ～ 1985.2.1					362	278
46 ～ 50	1975.2.2 ～ 1980.2.1					525	402
51 ～ 55	1970.2.2 ～ 1975.2.1					797	559
56 ～ 60	1965.2.2 ～ 1970.2.1					1,208	742
61 ～ 65	1960.2.2 ～ 1965.2.1					1,888	1,004
66 ～ 70	1955.2.2 ～ 1960.2.1					2,796	1,353

月額 3 万円コース

年齢 (保険年齢) (歳)	生年月日	年金月額 (約 万円)	年金受取期間 (年)	年金受取総額 (約 万円)	一時金の場合 (死亡・高度障害 保険金) (万円)	月払保険料	
						男 性 (円)	女 性 (円)
18 ～ 35	1990.2.2 ～ 2008.2.1	3	5	186	185	128	85
36 ～ 40	1985.2.2 ～ 1990.2.1					161	139
41 ～ 45	1980.2.2 ～ 1985.2.1					216	167
46 ～ 50	1975.2.2 ～ 1980.2.1					315	241
51 ～ 55	1970.2.2 ～ 1975.2.1					477	335
56 ～ 60	1965.2.2 ～ 1970.2.1					723	444
61 ～ 65	1960.2.2 ～ 1965.2.1					1,130	601
66 ～ 70	1955.2.2 ～ 1960.2.1					1,674	810

※この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。本人（保障②）の保険金額（年金原資）が配偶者・こどもの保険金額（年金原資）未満となった場合は自動的に配偶者・こどもを本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。

配偶者プラン

死亡・高度障害のとき（加入対象区分：配偶者）

受取期間10年間

月額 7 万円コース

年齢 (保険年齢) (歳)	生年月日	年金月額 (約 万円)	年金受取 期間 (年)	年金受取 総額 (約 万円)	一時金の場合 死亡・高度障害 保険金 (万円)	月払保険料		一時金の場合(死亡・高度障害保険金)（内訳）			
						男 性 (円)	女 性 (円)	保障①		保障②	
								保障額 (万円)	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (万円)	保障額 (万円)	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (万円)
18～35	1990.2.2～2008.2.1	7	10	884	858	605	407	429	429	429	429
36～40	1985.2.2～1990.2.1					759	657				
41～45	1980.2.2～1985.2.1					1,017	785				
46～50	1975.2.2～1980.2.1					1,471	1,129				
51～55	1970.2.2～1975.2.1					2,227	1,565				
56～60	1965.2.2～1970.2.1					3,367	2,072				
61～65	1960.2.2～1965.2.1					5,255	2,801				
66～70	1955.2.2～1960.2.1					7,777	3,771				

月額 5 万円コース

年齢 (保険年齢) (歳)	生年月日	年金月額 (約 万円)	年金受取 期間 (年)	年金受取 総額 (約 万円)	一時金の場合 死亡・高度障害 保険金 (万円)	月払保険料		一時金の場合(死亡・高度障害保険金)（内訳）			
						男 性 (円)	女 性 (円)	保障①		保障②	
								保障額 (万円)	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (万円)	保障額 (万円)	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (万円)
18～35	1990.2.2～2008.2.1	5	10	637	618	435	293	309	309	309	309
36～40	1985.2.2～1990.2.1					547	473				
41～45	1980.2.2～1985.2.1					733	565				
46～50	1975.2.2～1980.2.1					1,060	813				
51～55	1970.2.2～1975.2.1					1,603	1,128				
56～60	1965.2.2～1970.2.1					2,425	1,493				
61～65	1960.2.2～1965.2.1					3,785	2,018				
66～70	1955.2.2～1960.2.1					5,602	2,716				

月額 3 万円コース

年齢 (保険年齢) (歳)	生年月日	年金月額 (約 万円)	年金受取 期間 (年)	年金受取 総額 (約 万円)	一時金の場合 死亡・高度障害 保険金 (万円)	月払保険料		一時金の場合(死亡・高度障害保険金)（内訳）			
						男 性 (円)	女 性 (円)	保障①		保障②	
								保障額 (万円)	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (万円)	保障額 (万円)	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (万円)
18～35	1990.2.2～2008.2.1	3	10	380	370	261	176	185	185	185	185
36～40	1985.2.2～1990.2.1					328	283				
41～45	1980.2.2～1985.2.1					438	339				
46～50	1975.2.2～1980.2.1					635	487				
51～55	1970.2.2～1975.2.1					960	675				
56～60	1965.2.2～1970.2.1					1,452	894				
61～65	1960.2.2～1965.2.1					2,266	1,208				
66～70	1955.2.2～1960.2.1					3,354	1,626				

こどもプラン

死亡・高度障害のとき（加入対象区分：こども）

コース	年齢 (保険年齢)	生年月日	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金)	月払保険料
300 万円	3 ～ 22 歳	2003.2.2 ～ 2023.2.1	300 万円	一律 210 円
100 万円			100 万円	一律 70 円

※配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

※配偶者・こどもの保険金額は本人と同額以下としてください。

※本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。

※こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。

※配偶者およびこども特約の保険料は月払のみです。

※受取期間10年間の配偶者プランは新・団体定期保険(保障①)と新・団体定期保険(保障②)をセットしたものです。

※保障①、保障②の保障内容、保険料の内訳についてはP27～P37をご参照ください。

※100万円コースは本人の保険金額(保障①)によって加入に制限があります。

100万円コース以外のコースを選択できる場合は取り扱いできません。

<年金額について>

受取期間10年間のコースは、受取期間中の年金額が一定(増加しない)タイプの設計となっています。

また、保障②の部分については、年金原資を5年間据え置いた場合の受取総額になっています。

※記載の保険料は2024年8月1日更新時に適用の優良割引率で計算しています。なお、今後の本人の加入者数や、保険金のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変わるもしくは廃止となることがあります。

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※記載の保険料は正規保険料です。



意向確認
ご加入前
のご確認

家族支援共済 保障①は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2026年2月1日(日)～2026年7月31日(金)

加入対象者 **本人** **配偶者**

※家族支援共済保障①と保障②はセットになります。
内容はP27～P37をご確認ください。

保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金形式で受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。
(ただし、今回は6カ月で収支計算します。)

- ・記載の保険料は正規保険料です。
- ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

本人							
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき				月払保険料(円)	
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)	男性	女性
C	18～35歳 (1990.2.2～2008.2.1)	903	5	15.2	912	650	442
	36～40歳 (1985.2.2～1990.2.1)	903	5	15.2	912	813	704
	41～45歳 (1980.2.2～1985.2.1)	903	5	15.2	912	1,084	840
	46～50歳 (1975.2.2～1980.2.1)	903	5	15.2	912	1,562	1,201
	51～55歳 (1970.2.2～1975.2.1)	903	5	15.2	912	2,357	1,662
	56～60歳 (1965.2.2～1970.2.1)	548	3	15.2	548	2,159	1,332
	61～65歳 (1960.2.2～1965.2.1)	367	2	15.2	365	2,253	1,204
	66～70歳 (1955.2.2～1960.2.1)	367	2	15.2	365	3,332	1,618

本人							
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき				月払保険料(円)	
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)	男性	女性
D	18～35歳 (1990.2.2～2008.2.1)	606	5	10.2	612	436	297
	36～40歳 (1985.2.2～1990.2.1)	606	5	10.2	612	545	473
	41～45歳 (1980.2.2～1985.2.1)	606	5	10.2	612	727	564
	46～50歳 (1975.2.2～1980.2.1)	606	5	10.2	612	1,048	806
	51～55歳 (1970.2.2～1975.2.1)	606	5	10.2	612	1,582	1,115
	56～60歳 (1965.2.2～1970.2.1)	368	3	10.2	368	1,450	894
	61～65歳 (1960.2.2～1965.2.1)	246	2	10.2	244	1,510	807
	66～70歳 (1955.2.2～1960.2.1)	246	2	10.2	244	2,234	1,085
E	18～35歳 (1990.2.2～2008.2.1)	488	5	8.2	492	351	239
	36～40歳 (1985.2.2～1990.2.1)	488	5	8.2	492	439	381
	41～45歳 (1980.2.2～1985.2.1)	488	5	8.2	492	586	454
	46～50歳 (1975.2.2～1980.2.1)	488	5	8.2	492	844	649
	51～55歳 (1970.2.2～1975.2.1)	488	5	8.2	492	1,274	898
	56～60歳 (1965.2.2～1970.2.1)	296	3	8.2	296	1,166	719
	61～65歳 (1960.2.2～1965.2.1)	198	2	8.2	197	1,216	649
	66～70歳 (1955.2.2～1960.2.1)	198	2	8.2	197	1,798	873
F	18～35歳 (1990.2.2～2008.2.1)	428	5	7.2	432	308	210
	36～40歳 (1985.2.2～1990.2.1)	428	5	7.2	432	385	334
	41～45歳 (1980.2.2～1985.2.1)	428	5	7.2	432	514	398
	46～50歳 (1975.2.2～1980.2.1)	428	5	7.2	432	740	569
	51～55歳 (1970.2.2～1975.2.1)	428	5	7.2	432	1,117	788
	56～60歳 (1965.2.2～1970.2.1)	260	3	7.2	260	1,024	632
	61～65歳 (1960.2.2～1965.2.1)	174	2	7.2	173	1,068	571
	66～70歳 (1955.2.2～1960.2.1)	174	2	7.2	173	1,580	767

本人							
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき				月払保険料(円)	
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)	男性	女性
G	18～35歳 (1990.2.2～2008.2.1)	309	5	5.2	312	222	151
	36～40歳 (1985.2.2～1990.2.1)	309	5	5.2	312	278	241
	41～45歳 (1980.2.2～1985.2.1)	309	5	5.2	312	371	287
	46～50歳 (1975.2.2～1980.2.1)	309	5	5.2	312	535	411
	51～55歳 (1970.2.2～1975.2.1)	309	5	5.2	312	806	569
	56～60歳 (1965.2.2～1970.2.1)	188	3	5.2	188	741	457
	61～65歳 (1960.2.2～1965.2.1)	126	2	5.2	125	774	413
	66～70歳 (1955.2.2～1960.2.1)	126	2	5.2	125	1,144	556

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者の保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者を本人の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

年金の取り扱いについて

- 年金払特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

配偶者							
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき				月払保険料(円)	
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)	男性	女性
429	18～35歳 (1990.2.2～2008.2.1)	429	5	7.2	433	309	210
	36～40歳 (1985.2.2～1990.2.1)	429	5	7.2	433	386	335
	41～45歳 (1980.2.2～1985.2.1)	429	5	7.2	433	515	399
	46～50歳 (1975.2.2～1980.2.1)	429	5	7.2	433	742	571
	51～55歳 (1970.2.2～1975.2.1)	429	5	7.2	433	1,120	789
	56～60歳 (1965.2.2～1970.2.1)	429	5	7.2	433	1,690	1,042
	61～65歳 (1960.2.2～1965.2.1)	429	5	7.2	433	2,634	1,407
	66～70歳 (1955.2.2～1960.2.1)	429	5	7.2	433	3,895	1,892
309	18～35歳 (1990.2.2～2008.2.1)	309	5	5.2	312	222	151
	36～40歳 (1985.2.2～1990.2.1)	309	5	5.2	312	278	241
	41～45歳 (1980.2.2～1985.2.1)	309	5	5.2	312	371	287
	46～50歳 (1975.2.2～1980.2.1)	309	5	5.2	312	535	411
	51～55歳 (1970.2.2～1975.2.1)	309	5	5.2	312	806	569
	56～60歳 (1965.2.2～1970.2.1)	309	5	5.2	312	1,217	751
	61～65歳 (1960.2.2～1965.2.1)	309	5	5.2	312	1,897	1,014
	66～70歳 (1955.2.2～1960.2.1)	309	5	5.2	312	2,806	1,363
185	18～35歳 (1990.2.2～2008.2.1)	185	5	3.1	186	133	91
	36～40歳 (1985.2.2～1990.2.1)	185	5	3.1	186	167	144
	41～45歳 (1980.2.2～1985.2.1)	185	5	3.1	186	222	172
	46～50歳 (1975.2.2～1980.2.1)	185	5	3.1	186	320	246
	51～55歳 (1970.2.2～1975.2.1)	185	5	3.1	186	483	340
	56～60歳 (1965.2.2～1970.2.1)	185	5	3.1	186	729	450
	61～65歳 (1960.2.2～1965.2.1)	185	5	3.1	186	1,136	607
	66～70歳 (1955.2.2～1960.2.1)	185	5	3.1	186	1,680	816

配偶者							
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき				月払保険料(円)	
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)	男性	女性
100	18～35歳 (1990.2.2～2008.2.1)	100	-	-	-	72	49
	36～40歳 (1985.2.2～1990.2.1)	100	-	-	-	90	78
	41～45歳 (1980.2.2～1985.2.1)	100	-	-	-	120	93
	46～50歳 (1975.2.2～1980.2.1)	100	-	-	-	173	133
	51～55歳 (1970.2.2～1975.2.1)	100	-	-	-	261	184
	56～60歳 (1965.2.2～1970.2.1)	100	-	-	-	394	243
	61～65歳 (1960.2.2～1965.2.1)	100	-	-	-	614	328
	66～70歳 (1955.2.2～1960.2.1)	100	-	-	-	908	441

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

保険金のお支払いに関するご注意



ご注意

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
- 本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者についても同時に脱退となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.48**

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.48**

意向確認
ご加入前
ご確認

家族支援共済 保障②は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2026年2月1日(日)～2026年7月31日(金)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**※家族支援共済保障①と保障②はセットになります。
内容はP27～P37をご確認ください。

保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金形式で受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。
(ただし、今回は6カ月で収支計算します。)

- ・記載の保険料は正規保険料です。
- ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

本人							
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき				月払保険料(円)	
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)	男性	女性
C	18～35歳 (1990.2.2～2008.2.1)	3,932	25	15.2	4,561	2,713	1,809
	36～40歳 (1985.2.2～1990.2.1)	3,217	20	15.2	3,648	2,799	2,413
	41～45歳 (1980.2.2～1985.2.1)	2,475	15	15.2	2,736	2,896	2,228
	46～50歳 (1975.2.2～1980.2.1)	1,691	10	15.2	1,824	2,875	2,198
	51～55歳 (1970.2.2～1975.2.1)	883	5	15.5	930	2,278	1,598
	56～60歳 (1965.2.2～1970.2.1)	877	5	15.1	908	3,429	2,105
	61～65歳 (1960.2.2～1965.2.1)	539	3	15.2	548	3,293	1,752
	66～70歳 (1955.2.2～1960.2.1)	539	3	15.2	548	4,878	2,361

本人							
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき				月払保険料(円)	
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)	男性	女性
D	18～35歳 (1990.2.2～2008.2.1)	2,638	25	10.2	3,060	1,820	1,213
	36～40歳 (1985.2.2～1990.2.1)	2,159	20	10.2	2,448	1,878	1,619
	41～45歳 (1980.2.2～1985.2.1)	1,661	15	10.2	1,836	1,943	1,495
	46～50歳 (1975.2.2～1980.2.1)	1,135	10	10.2	1,224	1,930	1,476
	51～55歳 (1970.2.2～1975.2.1)	598	5	10.5	630	1,543	1,082
	56～60歳 (1965.2.2～1970.2.1)	588	5	10.1	609	2,299	1,411
	61～65歳 (1960.2.2～1965.2.1)	362	3	10.2	368	2,212	1,177
	66～70歳 (1955.2.2～1960.2.1)	362	3	10.2	368	3,276	1,586
E	18～35歳 (1990.2.2～2008.2.1)	2,074	25	8.0	2,405	1,431	954
	36～40歳 (1985.2.2～1990.2.1)	1,736	20	8.2	1,968	1,510	1,302
	41～45歳 (1980.2.2～1985.2.1)	1,336	15	8.2	1,476	1,563	1,202
	46～50歳 (1975.2.2～1980.2.1)	912	10	8.2	984	1,550	1,186
	51～55歳 (1970.2.2～1975.2.1)	484	5	8.4	509	1,249	876
	56～60歳 (1965.2.2～1970.2.1)	472	5	8.1	489	1,846	1,133
	61～65歳 (1960.2.2～1965.2.1)	291	3	8.2	295	1,778	946
	66～70歳 (1955.2.2～1960.2.1)	291	3	8.2	295	2,634	1,275
F	18～35歳 (1990.2.2～2008.2.1)	1,863	25	7.2	2,161	1,285	857
	36～40歳 (1985.2.2～1990.2.1)	1,503	20	7.1	1,704	1,308	1,127
	41～45歳 (1980.2.2～1985.2.1)	1,173	15	7.2	1,296	1,372	1,056
	46～50歳 (1975.2.2～1980.2.1)	801	10	7.2	864	1,362	1,041
	51～55歳 (1970.2.2～1975.2.1)	427	5	7.4	449	1,102	773
	56～60歳 (1965.2.2～1970.2.1)	414	5	7.1	428	1,619	994
	61～65歳 (1960.2.2～1965.2.1)	255	3	7.2	259	1,558	829
	66～70歳 (1955.2.2～1960.2.1)	255	3	7.2	259	2,308	1,117

本 人							
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき				月払保険料(円)	
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)	男性	女性
G	18～35歳 (1990.2.2～2008.2.1)	1,345	25	5.2	1,560	928	619
	36～40歳 (1985.2.2～1990.2.1)	1,101	20	5.2	1,248	958	826
	41～45歳 (1980.2.2～1985.2.1)	847	15	5.2	936	991	762
	46～50歳 (1975.2.2～1980.2.1)	579	10	5.2	624	984	753
	51～55歳 (1970.2.2～1975.2.1)	313	5	5.4	329	808	567
	56～60歳 (1965.2.2～1970.2.1)	298	5	5.1	308	1,165	715
	61～65歳 (1960.2.2～1965.2.1)	185	3	5.2	188	1,130	601
	66～70歳 (1955.2.2～1960.2.1)	185	3	5.2	188	1,674	810

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者・こどもの保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者・こどもを本人の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。
- 保障②については、保障①の年金受取期間、年金原資を据え置いた場合の受取総額になっています。

年金の取り扱いについて

- 年金払特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金（保険金額）のことを年金原資といいます。
- この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

配偶者									
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき						月払保険料(円)	
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額			年金受取 総額 (約 万円)	男性	女性
				初年度 (約 万円)	平均 (約 万円)	最終年度 (約 万円)			
429	18～35歳 (1990.2.2～2008.2.1)	429	5	6.9	7.2	7.5	433	296	197
	36～40歳 (1985.2.2～1990.2.1)	429	5	6.9	7.2	7.5	433	373	322
	41～45歳 (1980.2.2～1985.2.1)	429	5	6.9	7.2	7.5	433	502	386
	46～50歳 (1975.2.2～1980.2.1)	429	5	6.9	7.2	7.5	433	729	558
	51～55歳 (1970.2.2～1975.2.1)	429	5	6.9	7.2	7.5	433	1,107	776
	56～60歳 (1965.2.2～1970.2.1)	429	5	6.9	7.2	7.5	433	1,677	1,030
	61～65歳 (1960.2.2～1965.2.1)	429	5	6.9	7.2	7.5	433	2,621	1,394
	66～70歳 (1955.2.2～1960.2.1)	429	5	6.9	7.2	7.5	433	3,882	1,879
309	18～35歳 (1990.2.2～2008.2.1)	309	5	5.0	5.2	5.4	312	213	142
	36～40歳 (1985.2.2～1990.2.1)	309	5	5.0	5.2	5.4	312	269	232
	41～45歳 (1980.2.2～1985.2.1)	309	5	5.0	5.2	5.4	312	362	278
	46～50歳 (1975.2.2～1980.2.1)	309	5	5.0	5.2	5.4	312	525	402
	51～55歳 (1970.2.2～1975.2.1)	309	5	5.0	5.2	5.4	312	797	559
	56～60歳 (1965.2.2～1970.2.1)	309	5	5.0	5.2	5.4	312	1,208	742
	61～65歳 (1960.2.2～1965.2.1)	309	5	5.0	5.2	5.4	312	1,888	1,004
	66～70歳 (1955.2.2～1960.2.1)	309	5	5.0	5.2	5.4	312	2,796	1,353
185	18～35歳 (1990.2.2～2008.2.1)	185	5	2.9	3.1	3.2	186	128	85
	36～40歳 (1985.2.2～1990.2.1)	185	5	2.9	3.1	3.2	186	161	139
	41～45歳 (1980.2.2～1985.2.1)	185	5	2.9	3.1	3.2	186	216	167
	46～50歳 (1975.2.2～1980.2.1)	185	5	2.9	3.1	3.2	186	315	241
	51～55歳 (1970.2.2～1975.2.1)	185	5	2.9	3.1	3.2	186	477	335
	56～60歳 (1965.2.2～1970.2.1)	185	5	2.9	3.1	3.2	186	723	444
	61～65歳 (1960.2.2～1965.2.1)	185	5	2.9	3.1	3.2	186	1,130	601
	66～70歳 (1955.2.2～1960.2.1)	185	5	2.9	3.1	3.2	186	1,674	810

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

こども			
申込 金額(万円)	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	月払保険料(円)	
300	300	210	年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律 3～22歳(2003.2.2～2023.2.1)
100	100	70	

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

保険金のお支払いに関するご注意

- 

ご注意
- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方、こどもの場合は主契約の被保険者です。
 - 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
 - ・本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもについても同時に脱退となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。

P.48

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。

P.48

配偶者プラン・子どもプランの加入できない場合



配偶者プラン・子どもプランの保険金額は本人(保障①・保障②)の保険金額と同額以下でしか加入できません。
本人のご年代により加入できるコースが異なりますので、ご注意ください。

家族支援共済 保障①

○：加入可、×：加入不可

組合員本人				配偶者プラン		
コース名	ボーナス 給付	保険年齢 (歳)	保険金額 (万円)	月額7万円コース (保険金額429万円)	月額5万円コース (保険金額309万円)	月額3万円コース (保険金額185万円)
月額 15万円コース	なし	18～35	903	○	○	○
		36～40	903	○	○	○
		41～45	903	○	○	○
		46～50	903	○	○	○
		51～55	903	○	○	○
		56～60	548	○	○	○
		61～65	367	×	○	○
		66～70	367	×	○	○
月額 10万円コース	なし	18～35	606	○	○	○
		36～40	606	○	○	○
		41～45	606	○	○	○
		46～50	606	○	○	○
		51～55	606	○	○	○
		56～60	368	×	○	○
		61～65	246	×	×	○
		66～70	246	×	×	○
月額 8万円コース	なし	18～35	488	○	○	○
		36～40	488	○	○	○
		41～45	488	○	○	○
		46～50	488	○	○	○
		51～55	488	○	○	○
		56～60	296	×	×	○
		61～65	198	×	×	○
		66～70	198	×	×	○
月額 7万円コース	なし	18～35	428	×	○	○
		36～40	428	×	○	○
		41～45	428	×	○	○
		46～50	428	×	○	○
		51～55	428	×	○	○
		56～60	260	×	×	○
		61～65	174	×	×	×
		66～70	174	×	×	×
月額 5万円コース	なし	18～35	309	×	○	○
		36～40	309	×	○	○
		41～45	309	×	○	○
		46～50	309	×	○	○
		51～55	309	×	○	○
		56～60	188	×	×	○
		61～65	126	×	×	×
		66～70	126	×	×	×

家族支援共済 保障②

○：加入可、×：加入不可

組合員本人				配偶者プラン			子どもプラン	
コース名	ボーナス 給付	保険年齢 (歳)	保険金額 (万円)	月額7万円コース (保険金額429万円)	月額5万円コース (保険金額309万円)	月額3万円コース (保険金額185万円)	300万円 コース	100万円 コース
月額 15万円 コース	なし	18～35	3,932	○	○	○	○	○
		36～40	3,217	○	○	○	○	○
		41～45	2,475	○	○	○	○	○
		46～50	1,691	○	○	○	○	○
		51～55	883	○	○	○	○	○
		56～60	877	○	○	○	○	○
		61～65	539	○	○	○	○	○
		66～70	539	○	○	○	○	○
月額 10万円 コース	なし	18～35	2,638	○	○	○	○	○
		36～40	2,159	○	○	○	○	○
		41～45	1,661	○	○	○	○	○
		46～50	1,135	○	○	○	○	○
		51～55	598	○	○	○	○	○
		56～60	588	○	○	○	○	○
		61～65	362	×	○	○	○	○
		66～70	362	×	○	○	○	○
月額 8万円 コース	なし	18～35	2,074	○	○	○	○	○
		36～40	1,736	○	○	○	○	○
		41～45	1,336	○	○	○	○	○
		46～50	912	○	○	○	○	○
		51～55	484	○	○	○	○	○
		56～60	472	○	○	○	○	○
		61～65	291	×	×	○	×	○
		66～70	291	×	×	○	×	○
月額 7万円 コース	なし	18～35	1,863	○	○	○	○	○
		36～40	1,503	○	○	○	○	○
		41～45	1,173	○	○	○	○	○
		46～50	801	○	○	○	○	○
		51～55	427	×	○	○	○	○
		56～60	414	×	○	○	○	○
		61～65	255	×	×	○	×	○
		66～70	255	×	×	○	×	○
月額 5万円 コース	なし	18～35	1,345	○	○	○	○	○
		36～40	1,101	○	○	○	○	○
		41～45	847	○	○	○	○	○
		46～50	579	○	○	○	○	○
		51～55	313	×	○	○	○	○
		56～60	298	×	×	○	×	○
		61～65	185	×	×	○	×	○
		66～70	185	×	×	○	×	○



特約制度は、所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2026年2月1日(日)～2027年1月31日(日)

加入対象者 **本人** **配偶者**

保障内容等(契約概要部分)

「健康情報活用商品」には **健活** のマークがついています。詳細は「健康情報活用商品について」のページをご参照ください。

- **死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。**
- **7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。**
※特約の付加により保障内容が異なります。
- **健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。**
ただしキャッシュバックの対象となるのは2026年8月1日以降の契約の保険料です。

保障区分	保障内容	本 人・配偶者	
		100万円	200万円
主契約	●所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき	100万円	200万円
	〔特定疾病保険金〕（※1）		
	●死亡・所定の高度障害状態のとき		
	〔死亡・高度障害保険金〕（※1）		
7大疾病保障特約	●所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき	50万円	100万円
	〔7大疾病保険金〕（※2）		
がん・上皮内新生物保障特約	●所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき	10万円	20万円
	〔がん・上皮内新生物保険金〕（※2）		



ご注意ください

- （※1）特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
（※2）7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

- この制度は、西日本旅客鉄道労働組合を契約者とし、2026年2月1日を契約応当日とした集団扱の保険契約です。この制度にお申し込んだ方は、2026年8月1日より、同一契約者で、同種類、同額の、別の集団扱の保険契約に、スケールメリットの拡大を目的として移行することとなります。（その際、今回お申し込んだ契約は解約されたものとして取り扱います。ただし、解約返戻金はありません。）
なお、割引率の変更等により、保険料が変動する場合があります。

保険金ごとの保障イメージ <お申込金額200万円の場合>

		〈主契約〉	〈7大疾病保障特約〉	〈がん・上皮内新生物保障特約〉	特約を付加した場合の合計受取額
		特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金 200万円	7大疾病保険金 100万円 主契約の5割	がん・上皮内新生物保険金 20万円 主契約の1割	
特定疾病の保障	7大疾病の保障 ※特約を付加した場合	死亡・高度障害	●		200万円
		悪性新生物（がん） ^{（注）}	●	●	320万円
		急性心筋梗塞	●		300万円
		脳卒中	●		
		重度の糖尿病	●		100万円
		重度の高血圧性疾患	●		
		慢性腎不全	●		
		肝硬変	●		
		上皮内新生物		●	20万円

（注）特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。
がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

- **保険金受取人は次の通りです。**
死亡保険金：被保険者が指定した方
上記以外の保険金：被保険者
- 本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。
ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項



ご注意ください

- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

保険金のお支払いに関するご注意

 **ご注意** 被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病		お支払事由	お支払対象と ならない疾病例 ^{※1}
特定 疾病 保険金	●悪性新生物 (がん)	加入日前を含めてはじめて ^{※2} 悪性新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 ^{※4} ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{※6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中 (くも膜下出血・ 脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、脳卒中を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
7 大 疾 病 保 険 金 ^{※13}	●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、糖尿病を発病 ^{※5} し、医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン療法 ^{※8} を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、高血圧性疾患を発病 ^{※5} し、その疾病により高血圧性網膜症 ^{※9} であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 ^{※10} を開始したとき	
	●肝硬変	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき ^{※11}	
がん・上皮内新生物 保険金		加入日前を含めてはじめて ^{※12} 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	
死亡保険金		死亡されたとき	
高度障害保険金		加入日以後に発生した傷害または疾病 ^{※5} により所定の高度障害状態になられたとき	

- ※1 お支払対象とならない疾病には、前記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含めます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限り、ります。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。  **P.47**

約款規定については、参照ページをご確認ください。  **P.49**

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。  **P.48**

特約
制度

保険料

●月額保険料（単位：円） ＜保険期間１年、集団扱月払、主契約保険金額100万円・200万円＞

- ・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

男性						
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者					
	100万円			200万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	100万円	50万円	10万円	200万円	100万円	20万円
18～20歳 (2005.8.2～ 2008.8.1)	178	65	13	356	130	26
21～25歳 (2000.8.2～ 2005.8.1)	229	70	13	458	140	26
26～30歳 (1995.8.2～ 2000.8.1)	234	80	14	468	160	28
31～35歳 (1990.8.2～ 1995.8.1)	283	105	16	566	210	32
36～40歳 (1985.8.2～ 1990.8.1)	374	135	20	748	270	40
41～45歳 (1980.8.2～ 1985.8.1)	508	195	30	1,016	390	60
46～50歳 (1975.8.2～ 1980.8.1)	831	340	47	1,662	680	94
51～55歳 (1970.8.2～ 1975.8.1)	1,362	540	72	2,724	1,080	144
56～60歳 (1965.8.2～ 1970.8.1)	2,118	920	124	4,236	1,840	248
61～64歳 (1961.8.2～ 1965.8.1)	3,287	1,465	227	6,574	2,930	454

女性						
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者					
	100万円			200万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	100万円	50万円	10万円	200万円	100万円	20万円
18～20歳 (2005.8.2～ 2008.8.1)	153	65	15	306	130	30
21～25歳 (2000.8.2～ 2005.8.1)	178	75	25	356	150	50
26～30歳 (1995.8.2～ 2000.8.1)	219	100	32	438	200	64
31～35歳 (1990.8.2～ 1995.8.1)	301	145	45	602	290	90
36～40歳 (1985.8.2～ 1990.8.1)	430	220	61	860	440	122
41～45歳 (1980.8.2～ 1985.8.1)	616	365	80	1,232	730	160
46～50歳 (1975.8.2～ 1980.8.1)	770	475	100	1,540	950	200
51～55歳 (1970.8.2～ 1975.8.1)	999	605	103	1,998	1,210	206
56～60歳 (1965.8.2～ 1970.8.1)	1,225	805	119	2,450	1,610	238
61～64歳 (1961.8.2～ 1965.8.1)	1,728	955	161	3,456	1,910	322

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
- 加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

●キャッシュバックの対象となるのは2026年8月1日以降の契約の保険料です。

特約制度



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部のお取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。
本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。
契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について	47
保険金・給付金をお支払いできない場合について	47
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について	48
家族支援共済 保障②・家族支援共済 保障①	48
特約制度	48
その他の	49

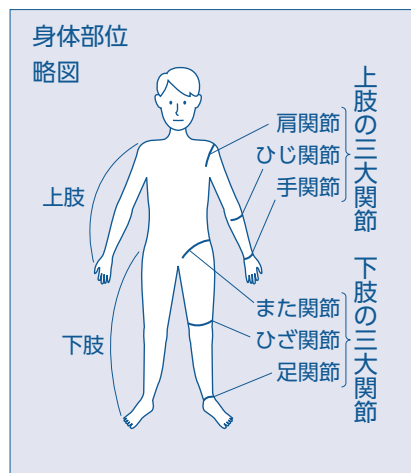
高度障害状態について

高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。
【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
- 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。



1. 眼の障害(視力障害)

- (1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金・給付金をお支払いできない場合について

家族支援共済 保障②・家族支援共済 保障①・特約制度

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき

- 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由*に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
 - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
 - 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
 - *告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなります。
 - 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
 - ※重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があったとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき、●その他上記と同等の事由があったとき
- 「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

家族支援共済 保障②・家族支援共済 保障①

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障害保険金	加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合	高度障害保険金額

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合もありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の故意によるとき ●契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性がありま

特約制度

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

- 過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。
- 告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

その他

リビング・ニース特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

特約制度

リビング・ニース特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

- 代理請求特約〔Y〕の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情^注がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。
(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。
- 指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。
 1. 被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 被保険者の直系血族
 3. 被保険者の兄弟姉妹
 4. 被保険者の3親等内の親族
 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。
 - A. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
 - I. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)
 - * 保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
 - * 保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
- 死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約〔Y〕を付加することはできません。
- お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者にではなく、被保険者本人に帰属します。
- 保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
- ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
- 指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
- 指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約〔Y〕の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。
- 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

保険金・給付金のご請求について

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

約款規定について

特約制度

約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

ご照会・ご相談窓口について

- 【ご照会・ご相談窓口】
- 加入手続き等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口、または明治安田生命保険相互会社にお問い合わせください。
 - この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
 - 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス「<https://www.seiho.or.jp/>」)

- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

保護機構について

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「<https://www.seihohogo.jp/>」をご覧ください。

2026年2月1日加入時のお取り扱いについては以下記載をご参照ください。

制 度 名 称	家族支援共済	特約制度
保 険 期 間	2026年2月1日(日)～2026年7月31日(金)	2026年2月1日(日)～2027年1月31日(日)
保 険 料	毎月の給与から控除します(初回は2月より)	
責 任 開 始 期 (加 入 日)	2026年2月1日(日)	
申 込 書 提 出 締 切 日	2025年11月10日(月)	
中 途 P R の お 取 り 扱 い で き な い 事 項	●既に本制度にご加入している方(配偶者・子どもを含む)のコース(保険金額)変更 ●既に本制度にご加入している方の配偶者・子どもの追加加入 ●家族支援共済ボーナスありコースへの加入	●既に本制度にご加入している方(配偶者を含む)のコース(保険金額)変更および7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約、健康サポート・キャッシュバック特約の付加 ●配偶者のみの加入 ●7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約、健康サポート・キャッシュバック特約のみの加入
配 当 金	「家族支援共済」は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しする仕組みとなっています。ただし、今回は6カ月で収支計算を行ないます。	配当金はありません。
申 込 方 法	所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。	

[illegible]

Memo

[illegible]

Memo

[illegible]

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用^注し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

^注保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（明治安田生命保険相互会社：<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）をご参照ください。

ー死亡保険金（給付金）受取人および指定代理請求者の指定に際しご注意くださいー

指定された死亡保険金（給付金）受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金（給付金）受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

【特約制度】

「健康情報活用商品」において提出いただいた健康診断に関する情報の取扱いは、上記の「個人情報に関する取扱い」と異なります。

健康診断に関する情報の取扱いおよび加入者からの健診情報収集のサポート機能の取扱いは「健康情報活用商品について」のページの「健診情報の取扱いについて」を必ずご確認ください。

P.15

お申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

ご注意：今回のご案内は、新規ご加入のご案内です。それぞれの制度について、既にご加入いただいている方のコース（保険金額）変更およびご家族の追加加入のお取り扱いはできませんので、ご注意願います。

加入手続き等に関するお問い合わせ先

明治安田生命保険相互会社 大阪公法人部 法人営業第二部

06-6208-5427

〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町1-6-15 明治安田生命備後町ビル8階

受付期間 平日（土日・祝日、年末年始を除く）

受付時間 9：00～17：00まで

西日本旅客鉄道労働組合

06-6375-9869

〒530-0012 大阪市北区芝田2-1-18 西阪急ビル9F